防火防災訓練災害補償等共済制度について

１　防火防災訓練災害補償等共済制度とは

自主防災隊等による防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し補償する制度です。事故が発生した際は、速やかに危機管理課まで連絡をお願いします。

また、制度の適用を受けるには予め訓練の計画書を届け出る必要があります。

２　対象となる訓練

厚木市又は自主防災隊等が主催する防火防災訓練で事前に訓練の計画書を市に提出し、市が計画内容を承認したもので、訓練に参加した人が対象になります。

≪対象になる訓練の事例≫

　防災訓練、消火訓練、水防訓練、起震車震度体験など。

※ 補償の適用範囲については、予め危機管理課へお問い合わせください。

≪注意事項≫

制度の対象となる訓練であっても、消防団員、企業・事業所等の業務による参加、訓練を観覧又は応援していた人、訓練の休憩中による事故等については適用されません。

３　補償の内容

　　参加者が訓練中に事故で死傷した場合の補償内容は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 補償金額 | 要　　件 |
| 死　亡 | １人700万円を限度 | 事故の日から180日以内にその負傷が  原因で死亡したとき |
| 後遺障害 | １人70万円から700万円を限度 | 事故による傷害の治癒後180日以内で、  かつ、事故後１年６か月以内にその負傷が原因で後遺障害が生じたとき |
| 入　院 | １日3,500円を限度 | 事故の日から90日を限度に、その負傷により入院し医師の治療を受けたとき |
| 通　院 | 1日2,500円を限度 | 事故の日から90日以内の通院について、実通院日数を限度として、その負傷により通院し医師の治療を受けたとき |
| 休業補償 | 1日3,000円を限度 | 90日を限度に、事故による負傷により  就業できないとき |

４　事故発生後の手続について

　　事故が発生した場合は速やかに危機管理課まで連絡をお願いします。その後、危機管理課にある事故発生状況報告書等（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記載の上、直接危機管理課まで提出願います。

　　※ 上記の報告書提出後も補償金請求に必要な手続があります。